

# 公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画（案）について

## 1 背景

○ 新公立病院改革プラン又は公的医療機関等 2025 プランに対する具体的方針（役割）について、国通知で「都道府県は、毎年度この具体的対応方針をとりまとめること」とされている。

県がまとめる具体的対応方針には、「2025 年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割」、「2025 年に持つべき医療機能ごとの病床数」を含み、2025 年を見据えた、構想区域において担うべき医療機関としての役割を決定することが求められている。

○ なお、公立・公的病院以外の個別の医療機関（その他の医療機関）の具体的対応方針については、国通知により、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議することとされている。

○ 地域医療構想の進め方について（抄）

<平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知>

・その他の医療機関に関すること

開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議すること。

## 2 地域医療構想推進委員会の結果等（令和3年2月17日（水）書面開催）

公的医療機関等 2025 プランは、平成 29 年度に当委員会の承認を得て策定しているので、プランの修正があれば、当委員会で諮る必要がある。前回令和 3 年 2 月に書面開催された当委員会にて、一医療機関の回復期病床整備計画書を先行し諮ったので、事後となるが、プランの修正について今回協議する。

## 3 今後の予定

- ・ 事務局においては、事業計画について、本日のヒアリング（書面）で委員から出た意見を取りまとめの上、委員長の承認を得て、医療機関宛て通知する。
- ・ 事業計画が承認された場合は、医療機関から事業計画の進捗状況を提出してもらい、事務局から委員会開催ごとに報告する。
- ・ なお、計画に関する補足の意見や、追加の説明を求められた場合、該当医療機関に次回の推進委員会に出席していただき、継続協議を行う。